

江戸川区  
障害者計画・第2期障害福祉計画

(平成21年度～平成23年度)

平成21年3月

江戸川区

## はじめに

わが国の障害者福祉を取り巻く環境は、近年激しく揺れ動いております。

平成15年度に、自己決定と自己選択の理念のもと、障害者の福祉サービスに支援費制度が導入され、サービスの仕組みが措置から契約へと大きく転換しました。

そして、平成18年4月には、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域における自立した生活と就労支援を柱とする、新たな障害者自立支援法が施行されました。

さらに、法施行後3年を迎えた現在では、社会保障審議会障害者部会における論議等を踏まえ、障害者の範囲など多岐にわたる項目の見直しが進められているところであります。

こうした国の制度改革が繰り返される中、江戸川区では、障害者が安全安心のもと、いきいきと生活できる環境を整えるため、様々な施策を積極的に進めてまいりました。

施設面ではこれまで、全国でも先駆的な多機能型施設である障害者支援ハウスや、区歯科医師会との協働による障害者の歯科診療機関である口腔保健センターを開設するとともに、区立施設を利用する障害者のサービス向上を図るため、早期から指定管理者制度の導入に努めてまいりました。

また、各種手当の支給や66に及ぶ地域生活支援事業など、障害者の生活面を支える区独自の取り組みにも意を用いてきたところであります。

本区では、今後も法の精神を活かしつつ、従前から積み上げてきた施策をこれまでも増してきめ細かく実施してまいります。このたび、その指針となる江戸川区障害者計画・第2期障害福祉計画を策定いたしました。

障害者計画は、障害者福祉施策を推進していくうえで基本理念とするものであり、江戸川区長期計画の目標や将来都市像と方向性をともにしております。

また、障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく施策の実施にあたり、障害者の地域生活や一般就労への移行に向けた目標値設定、サービス提供基盤の整備やその方策などを示すものであります。

今後も障害者の自立を支える地域力を背景に、本計画を着実に実践し、伝統ある江戸川区の福祉をさらに充実させていく所存です。区民の皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました江戸川区地域自立支援協議会の委員の皆様、障害者の支援機関及び関係団体の皆様、そして、パブリック・コメント（意見公募）にご協力いただきました区民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

江戸川区長 多田正見

# 目 次

<b>第1部</b>	<b>計画策定の基本的な考え方</b> .....	1
第1章	計画策定の背景と趣旨 .....	1
1	策定の背景 .....	1
2	策定の趣旨 .....	1
第2章	計画の位置づけと計画期間 .....	2
1	計画の位置づけ .....	2
2	計画期間 .....	2
<b>第2部</b>	<b>障害者福祉の現状</b> .....	3
1	人口の推移 .....	3
2	障害者手帳所持者の推移 .....	4
3	障害者の実雇用率の推移 .....	14
4	区内障害者福祉施設の配置 .....	15
5	発達障害者及び高次脳機能障害者の現状 .....	18
<b>第3部</b>	<b>障害者計画（障害者施策推進の基本的考え方）</b> .....	21
第1章	障害者施策推進の基本理念 .....	21
第2章	障害者施策推進の基本目標 .....	23
第3章	施策の背景 .....	24
第4章	施策の体系 .....	25
第5章	施策の方向性と主な事業展開 .....	26
1	情報提供、相談支援、権利擁護の充実 .....	26
2	障害者手帳の交付 .....	30
3	保健・医療の充実 .....	31
4	サービス提供基盤の充実 .....	33
5	生活環境の整備 .....	39
6	育成・教育の推進 .....	42
7	雇用・就業の推進 .....	44
8	区民の理解、交流、社会参加の推進 .....	46
9	基盤づくり .....	48
第6章	施策の取組み体系 .....	50
1	ライフステージ別取組み .....	50
2	地域自立支援協議会の設置 .....	54

第4部	第2期障害福祉計画 .....	55
第1章	第2期障害福祉計画の策定に当たって（位置づけと計画期間） .....	55
第2章	計画に関する数値目標の設定とサービス量の見込み .....	56
1	地域生活や一般就労への移行を進める観点からの目標値設定 .....	56
2	各年度における障害福祉サービス等のサービス種類ごとの 必要な量の見込みとその確保について .....	61
第3章	地域生活支援事業 .....	78
1	地域生活支援事業 .....	78
2	江戸川区の地域生活支援事業計画及び見込量 .....	78

## 資料編

障害福祉計画サービス見込量集計一覧 .....	97
障害福祉計画地域生活支援事業一覧 .....	98
策定委員会委員 .....	101
策定経過 .....	102

# 第1部

## 計画策定の基本的な考え方

# 第1部 計画策定の基本的な考え方

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

### 1 策定の背景

#### 措置制度から契約制度への転換

平成15年度に、障害者の「自己決定と自己選択」の理念のもと、利用者とサービス事業者との対等な関係を確立するため、福祉サービスの利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する支援費制度が導入されました。

従来の措置制度は、区市町村長等が、サービス提供側の事業者に対してサービス提供を委託し、措置委託費を支払う仕組みであり、サービスを受ける当事者である障害者と、サービス提供側の事業者の間に、直接の契約関係がなく、利用者は事業者を選ぶことができない制度でした。

これに対し、支援費制度は、行政が福祉施設やホームヘルパーなどのサービスを決定する従来の仕組みを改め、利用者自らが主体的にサービスを選択し、事業者と契約する仕組みとなりました。

支援費制度の施行により利用者は毎年増加し、障害者が安心して暮らせる地域社会実現を支えるサービス提供体制の整備も図られることとなりました。

#### 支援費制度から障害者自立支援法へ

このように支援費制度の施行により、障害者が地域で生活を送る上での支援は大きく前進しましたが、一方で障害種別ごとにサービスが提供されており、わかりにくい仕組みであること、精神障害者が対象に含まれていないこと、全国で共通したサービス利用のルールがなく地方公共団体によって基盤整備やサービス提供体制等に格差が生じていること、さらに利用者の急増により、財源の確保が困難になっていることなどが指摘されていました。

そのため、これまでの障害種別ごとの施策から、精神障害者も含め、福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みへの改革をめざして、平成18年に障害者自立支援法が施行されました。

#### 江戸川区における障害者福祉施策の取組み

措置制度から支援費制度、そして障害者自立支援法の施行と障害者福祉サービスの制度が変わる中で、これまで江戸川区においては、江戸川区長期計画『えどがわ新世紀デザイン』に示されている基本構想、基本計画に基づき、実施計画を策定して障害者福祉施策に取り組んできました。

### 2 策定の趣旨

今回、障害者自立支援法に基づく第2期障害福祉計画の策定にあわせて、現在、江戸川区の障害者福祉施策取組みの基本理念としている江戸川区長期計画等の内容を体系化することにより、障害者基本法第9条第3項に基づく障害者計画として位置づけるものとします。

また、第2期障害福祉計画については、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

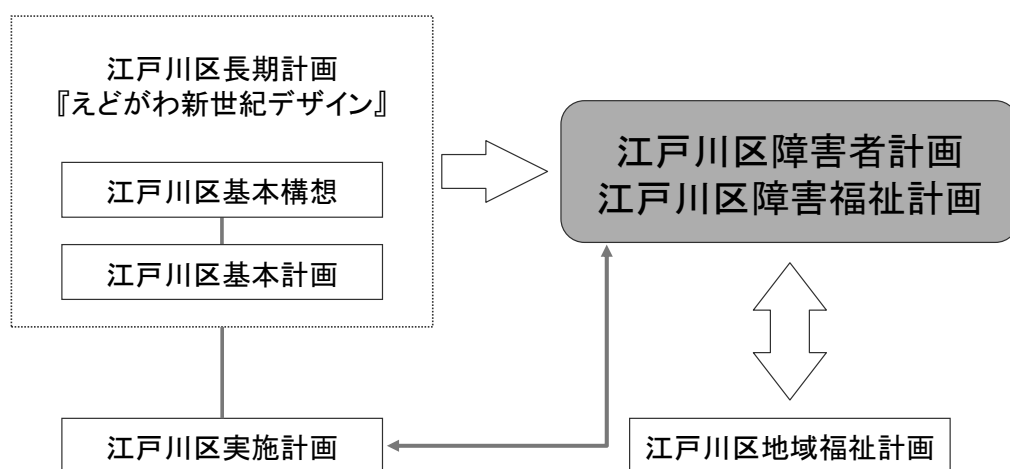
## 第2章 計画の位置づけと計画期間

### 1 計画の位置づけ

江戸川区障害者計画は、平成16年に改正された障害者基本法第9条第3項（障害者のための施策に関する基本的な計画）に基づく市町村障害者計画です。

また、江戸川区障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する市町村障害福祉計画です。

なお、両計画は、地方自治法第2条第4項による「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性をともにし、社会福祉法第107条の規定による「江戸川区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定されています。



### 2 計画期間

江戸川区障害者計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

また、第2期江戸川区障害福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、同様に平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
江戸川区長期計画 (障害者計画を包含)			江戸川区長期計画 障害者計画		
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画		

## 第2部

### 障害者福祉の現状



## 第2部 障害者福祉の現状

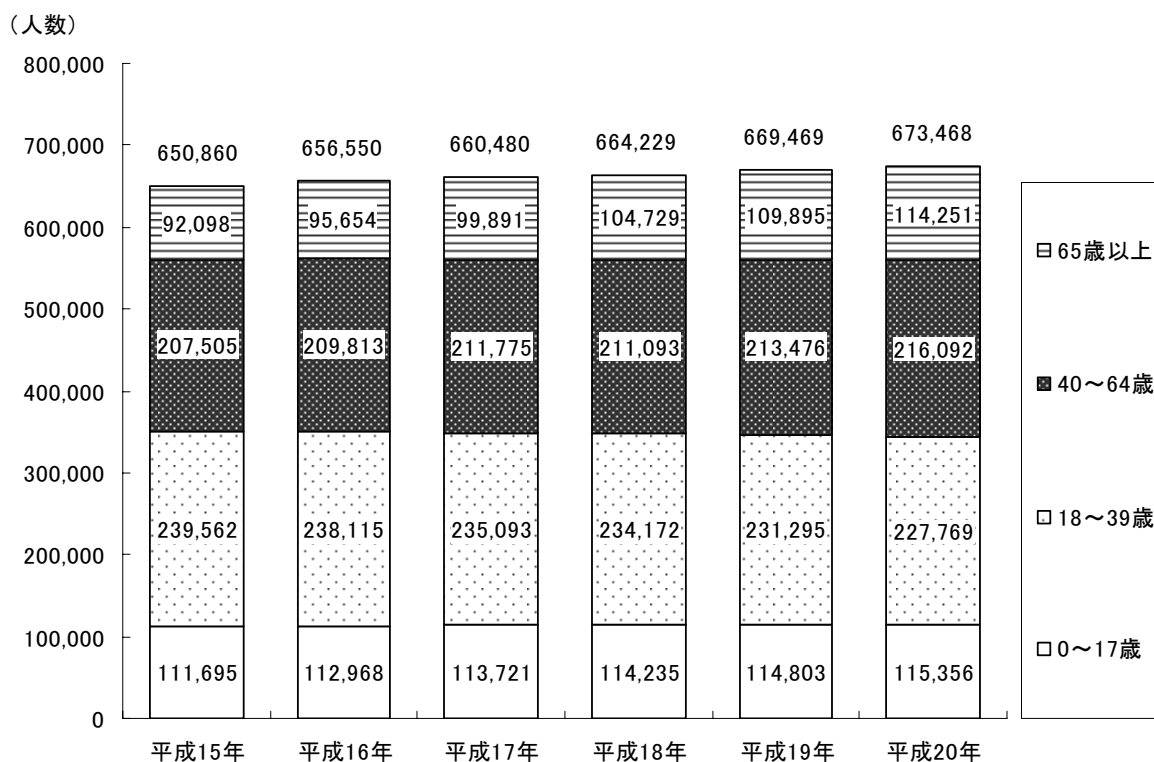
### 1 人口の推移

【登録人口（年齢4区分別）の推移】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実数	0～17歳	111,695	112,968	113,721	114,235	114,803	115,356
	18～39歳	239,562	238,115	235,093	234,172	231,295	227,769
	40～64歳	207,505	209,813	211,775	211,093	213,476	216,092
	65歳以上	92,098	95,654	99,891	104,729	109,895	114,251
	計	650,860	656,550	660,480	664,229	669,469	673,468
構成比(%)	0～17歳	17.2%	17.2%	17.2%	17.2%	17.1%	17.1%
	18～39歳	36.8%	36.3%	35.6%	35.3%	34.5%	33.8%
	40～64歳	31.9%	32.0%	32.1%	31.8%	31.9%	32.1%
	65歳以上	14.2%	14.6%	15.1%	15.8%	16.4%	17.0%

※人口は統計えどがわより  
 ※住民基本台帳人口+外国人登録者



江戸川区の人口の推移をみると、総人口は平成15年から平成20年にかけて毎年増加しています。

年齢4区分でみると、0～17歳人口、40～64歳人口、65歳以上の人口は増加傾向となっています。一方、18～39歳人口では減少が続いています。

各年齢区分の構成比をみると、65歳以上人口の人口全体に占める割合が緩やかに増えてきており、高齢化が進んでいます。

## 2 障害者手帳所持者の推移

### (1) 障害者手帳所持者（3障害合計）の推移

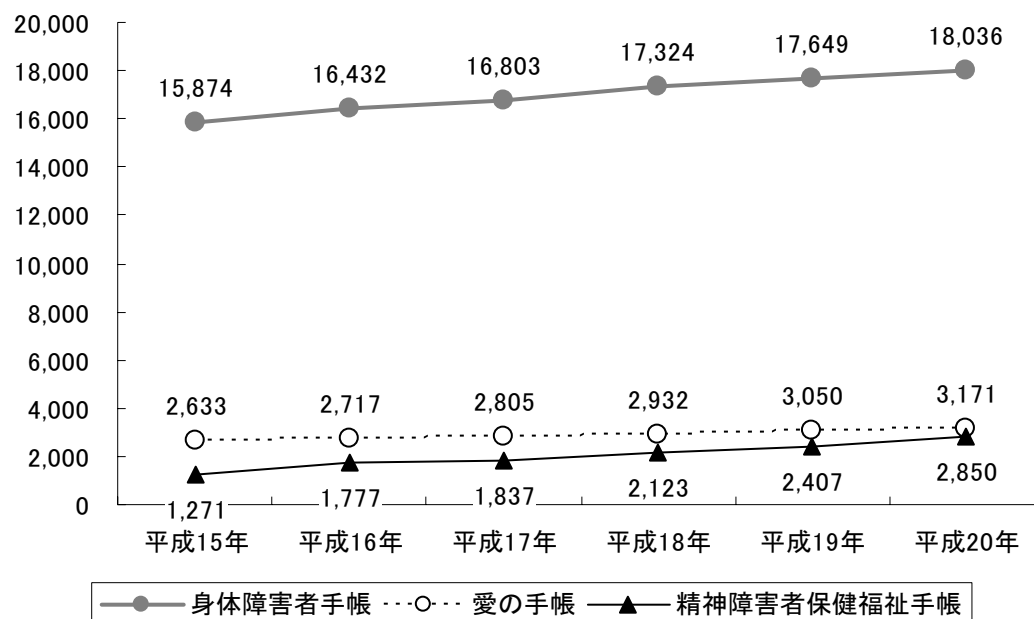
【障害者手帳所持者】

(各年10月1日現在)

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口	人数	650,860	656,550	660,480	664,229	669,469	673,468
	対15年比	100.0%	100.9%	101.5%	102.1%	102.9%	103.5%
	障害者割合	3.0%	3.2%	3.2%	3.4%	3.5%	3.6%
障害者手帳所持者	所持者数	19,778	20,926	21,445	22,379	23,106	24,057
	対15年比	100.0%	105.8%	108.4%	113.2%	116.8%	121.6%
	身体障害者手帳	所持者数	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649
愛の手帳	所持者数	2,633	2,717	2,805	2,932	3,050	3,171
	対15年比	100.0%	103.2%	106.5%	111.4%	115.8%	120.4%
	構成比	80.3%	78.5%	78.4%	77.4%	76.4%	75.0%
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	1,271	1,777	1,837	2,123	2,407	2,850
	対15年比	100.0%	139.8%	144.5%	167.0%	189.4%	224.2%
	構成比	6.4%	8.5%	8.6%	9.5%	10.4%	11.8%

※障害者割合：障害者手帳所持者／人口  
※手帳所持者は福祉月報より

(手帳所持者数)



各手帳の所持者数をみると、平成15年から平成20年にかけて、どの手帳所持者数も毎年増加しています。

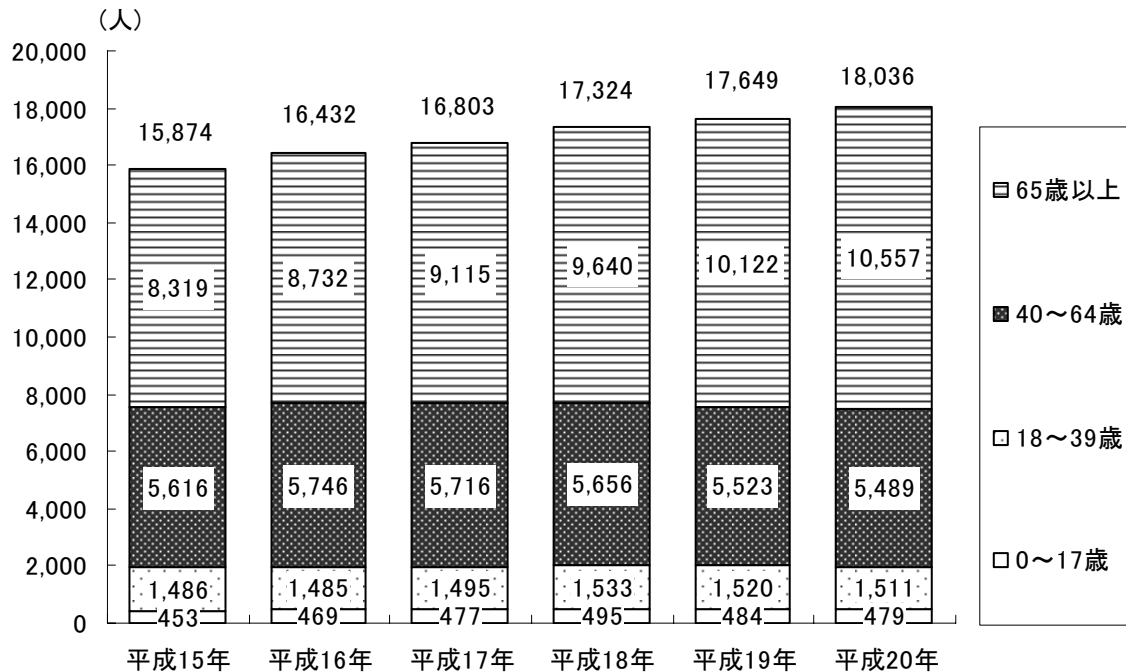
また、各手帳所持者が障害者手帳所持者全体に占める構成比をみると、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加しています。

## (2) 身体障害者手帳所持者の推移

【身体障害者手帳所持者（年齢4区分別）】

(各年10月1日現在)

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実数	0～17歳	453	469	477	495	484	479
	18～39歳	1,486	1,485	1,495	1,533	1,520	1,511
	40～64歳	5,616	5,746	5,716	5,656	5,523	5,489
	65歳以上	8,319	8,732	9,115	9,640	10,122	10,557
	計	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649	18,036
構成比(%)	0～17歳	2.9%	2.9%	2.8%	2.9%	2.7%	2.7%
	18～39歳	9.4%	9.0%	8.9%	8.8%	8.6%	8.4%
	40～64歳	35.4%	35.0%	34.0%	32.6%	31.3%	30.4%
	65歳以上	52.4%	53.1%	54.2%	55.6%	57.4%	58.5%



身体障害者手帳所持者について年齢4区分で見ると、65歳以上人口は増加しています。一方、0～17歳、18～39歳、40～64歳の人口は、平成19年、20年と減少傾向となっています。

各年齢区分の構成比をみると、65歳以上人口の全体に占める割合が増加しており、身体障害者の高齢化が進んでいます。

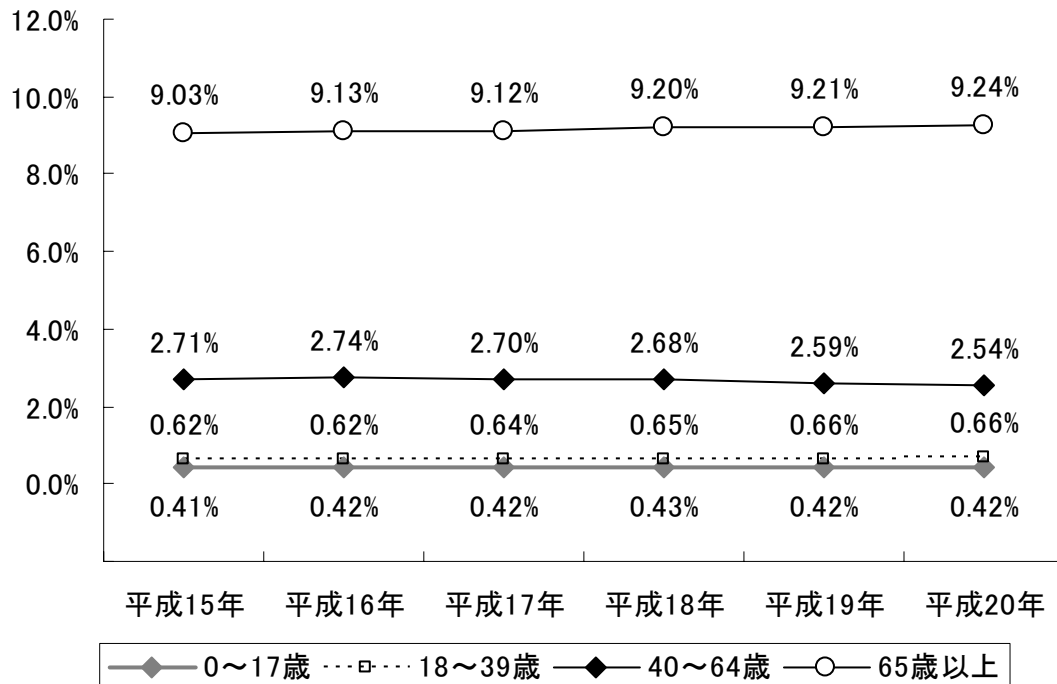
### 【参考】「身体障害者手帳」について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

【身体障害者手帳所持者（年齢4区分別）対人口割合】

（各年10月1日現在）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0～17歳	0.41%	0.42%	0.42%	0.43%	0.42%	0.42%
18～39歳	0.62%	0.62%	0.64%	0.65%	0.66%	0.66%
40～64歳	2.71%	2.74%	2.70%	2.68%	2.59%	2.54%
65歳以上	9.03%	9.13%	9.12%	9.20%	9.21%	9.24%
計	2.44%	2.50%	2.54%	2.61%	2.64%	2.68%

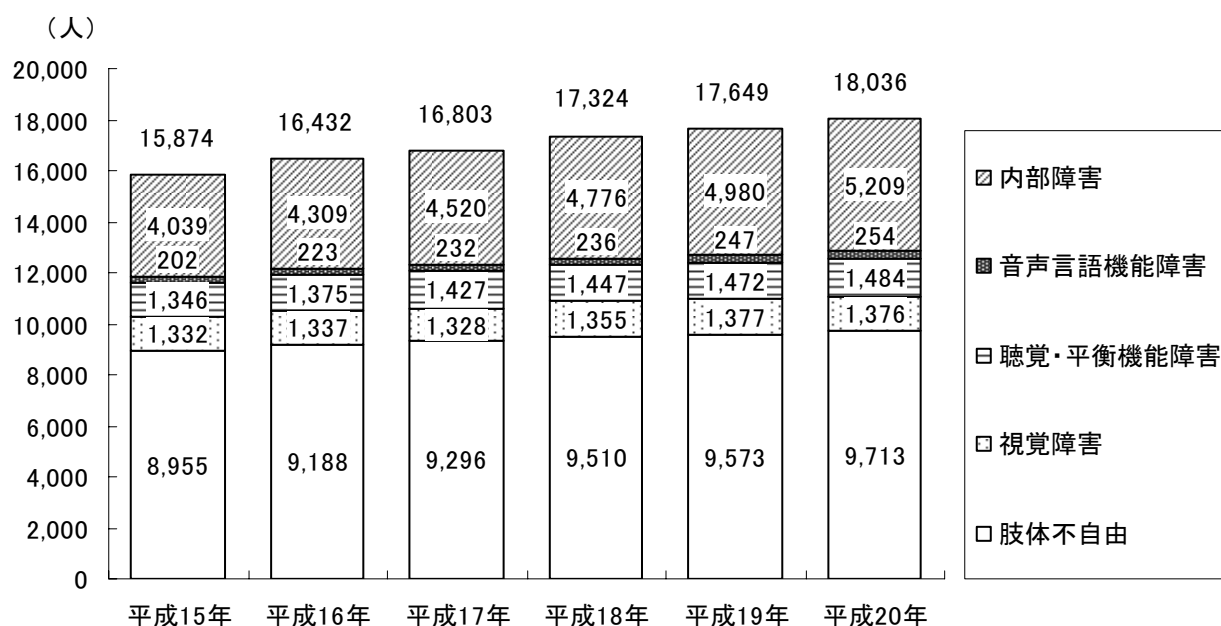


年齢4区分で平成15年から平成20年にかけての対人口割合をみると、0～17歳、18～39歳では対人口割合はほぼ横ばいとなっています。一方、40～64歳では対人口割合は減少傾向、65歳以上では緩やかではあるものの増加傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者（障害別）】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者 手帳所持者	所持者数	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649	18,036
	対15年比	100.0%	103.5%	105.9%	109.1%	111.2%	113.6%
肢体 不自由	所持者数	8,955	9,188	9,296	9,510	9,573	9,713
	対15年比	100.0%	102.6%	103.8%	106.2%	106.9%	108.5%
	構成比	56.4%	55.9%	55.3%	54.9%	54.2%	53.9%
視覚障害	所持者数	1,332	1,337	1,328	1,355	1,377	1,376
	対15年比	100.0%	100.4%	99.7%	101.7%	103.4%	103.3%
	構成比	8.4%	8.1%	7.9%	7.8%	7.8%	7.6%
聴覚・平衡 機能障害	所持者数	1,346	1,375	1,427	1,447	1,472	1,484
	対15年比	100.0%	102.2%	106.0%	107.5%	109.4%	110.3%
	構成比	8.5%	8.4%	8.5%	8.4%	8.3%	8.2%
音声言語 機能障害	所持者数	202	223	232	236	247	254
	対15年比	100.0%	110.4%	114.9%	116.8%	122.3%	125.7%
	構成比	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
内部障害	所持者数	4,039	4,309	4,520	4,776	4,980	5,209
	対15年比	100.0%	106.7%	111.9%	118.2%	123.3%	129.0%
	構成比	25.4%	26.2%	26.9%	27.6%	28.2%	28.9%



障害部位について平成15年から平成20年にかけての推移を人数で見ると、すべての部位においてほぼ増加傾向となっています。

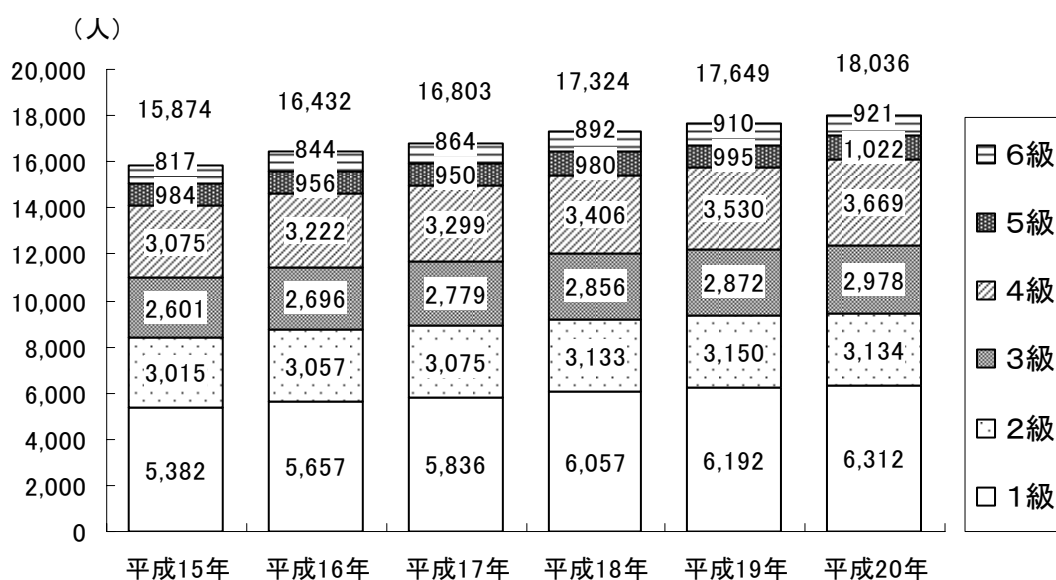
構成比をみると、肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害は若干減少傾向、音声言語機能障害はほぼ同じ割合となっています。一方、内部障害は増加傾向となっています。

障害別の人数では、肢体不自由が最も多く、次いで多いのが内部障害となっています。

【身体障害者手帳所持者（等級別）】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者 手帳所持者	所持者数	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649	18,036
	対15年比	100.0%	103.5%	105.9%	109.1%	111.2%	113.6%
1 級 (重度)	所持者数	5,382	5,657	5,836	6,057	6,192	6,312
	対15年比	100.0%	105.1%	108.4%	112.5%	115.1%	117.3%
	構成比	33.9%	34.4%	34.7%	35.0%	35.1%	35.0%
2 級	所持者数	3,015	3,057	3,075	3,133	3,150	3,134
	対15年比	100.0%	101.4%	102.0%	103.9%	104.5%	103.9%
	構成比	19.0%	18.6%	18.3%	18.1%	17.8%	17.4%
3 級	所持者数	2,601	2,696	2,779	2,856	2,872	2,978
	対15年比	100.0%	103.7%	106.8%	109.8%	110.4%	114.5%
	構成比	16.4%	16.4%	16.5%	16.5%	16.3%	16.5%
4 級	所持者数	3,075	3,222	3,299	3,406	3,530	3,669
	対15年比	100.0%	104.8%	107.3%	110.8%	114.8%	119.3%
	構成比	19.4%	19.6%	19.6%	19.7%	20.0%	20.3%
5 級	所持者数	984	956	950	980	995	1,022
	対15年比	100.0%	97.2%	96.5%	99.6%	101.1%	103.9%
	構成比	6.2%	5.8%	5.7%	5.7%	5.6%	5.7%
6 級 (軽度)	所持者数	817	844	864	892	910	921
	対15年比	100.0%	103.3%	105.8%	109.2%	111.4%	112.7%
	構成比	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%	5.2%	5.1%



手帳の等級について平成15年から平成20年にかけての推移を人数で見ると、すべての等級においてほぼ増加しています。

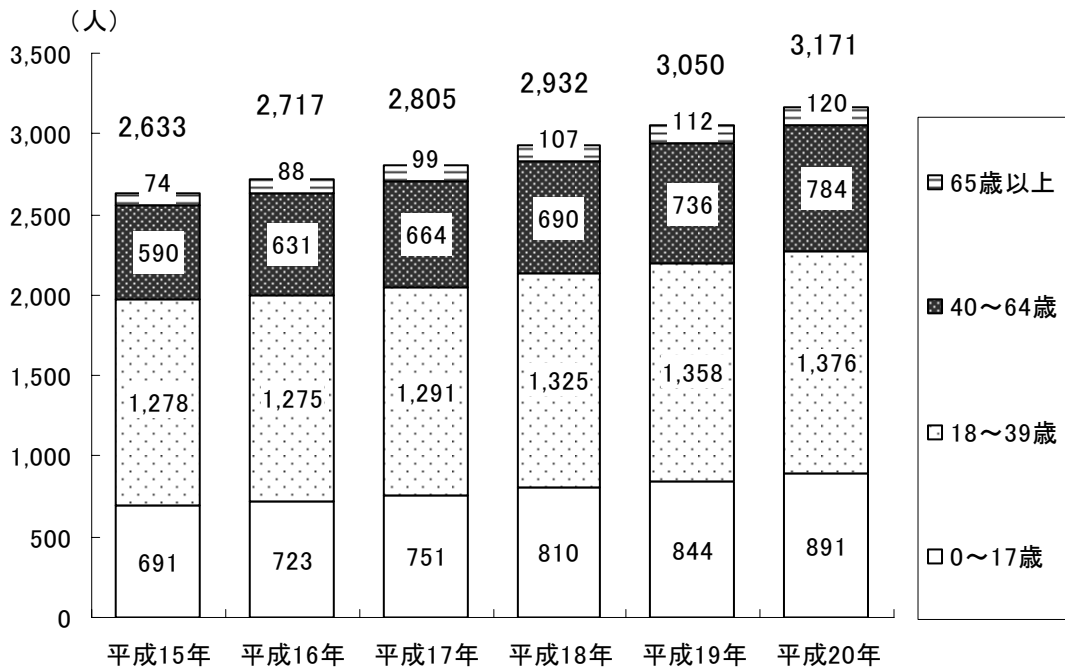
構成比をみると、1級及び4級の占める割合が増加傾向となっています。一方、2級及び5級の割合は減少傾向が続いています。

### (3) 愛の手帳所持者の推移

【愛の手帳所持者（年齢4区分別）】

(各年10月1日現在)

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実数	0～17歳	691	723	751	810	844	891
	18～39歳	1,278	1,275	1,291	1,325	1,358	1,376
	40～64歳	590	631	664	690	736	784
	65歳以上	74	88	99	107	112	120
	計	2,633	2,717	2,805	2,932	3,050	3,171
構成比(%)	0～17歳	26.2%	26.6%	26.8%	27.6%	27.7%	28.1%
	18～39歳	48.5%	46.9%	46.0%	45.2%	44.5%	43.4%
	40～64歳	22.4%	23.2%	23.7%	23.5%	24.1%	24.7%
	65歳以上	2.8%	3.2%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%



愛の手帳所持者について年齢4区分で見ると、すべての年齢において手帳所持者数が増加しています。

各年齢区分の構成比をみると、18～39歳が多くを占めています。

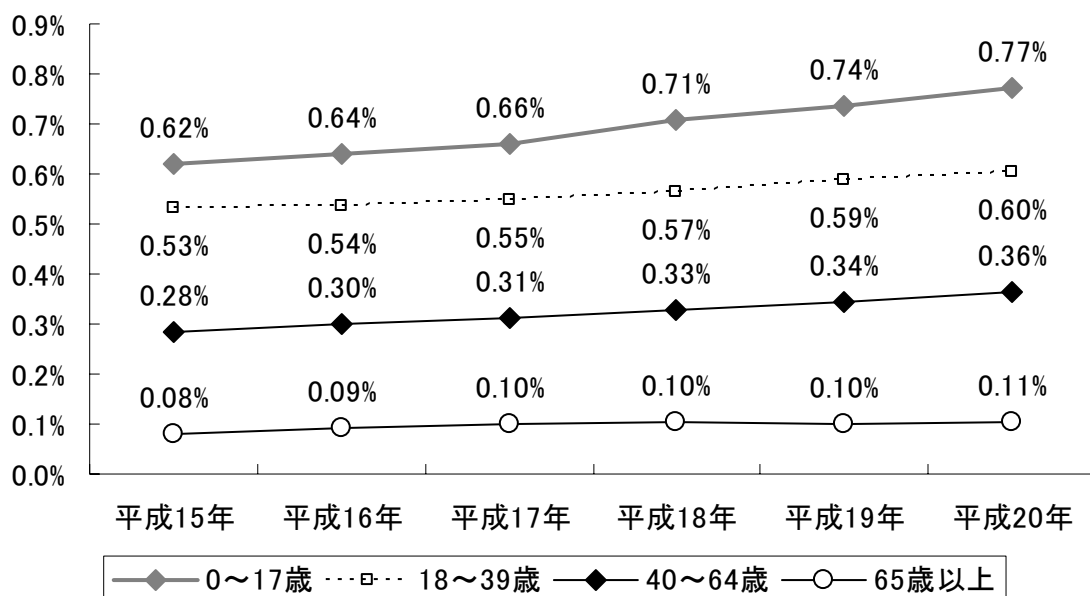
【参考】「愛の手帳（東京都療育手帳）」について

愛の手帳（東京都療育手帳）は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

【愛の手帳所持者（年齢4区分別）対人口割合】

（各年10月1日現在）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0～17歳	0.62%	0.64%	0.66%	0.71%	0.74%	0.77%
18～39歳	0.53%	0.54%	0.55%	0.57%	0.59%	0.60%
40～64歳	0.28%	0.30%	0.31%	0.33%	0.34%	0.36%
65歳以上	0.08%	0.09%	0.10%	0.10%	0.10%	0.11%
計	0.40%	0.41%	0.42%	0.44%	0.46%	0.47%



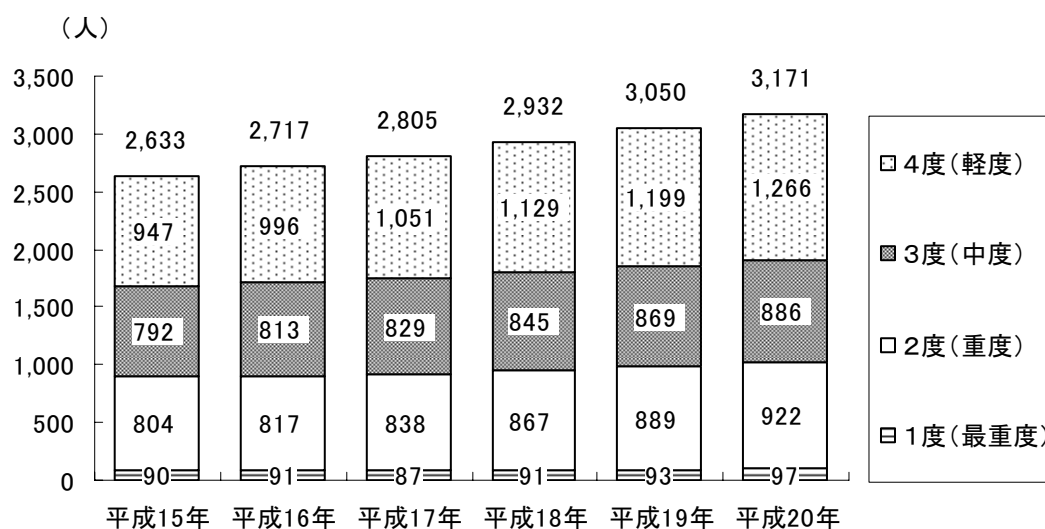
年齢4区分で平成15年から平成20年にかけての対人口割合をみると、0～17歳、18～39歳、40～64歳において、対人口割合が毎年増加傾向となっています。特に0～17歳において、平成17年から平成20年にかけて対人口割合の伸びが大きくなっています。65歳以上では対人口割合はほぼ横ばいとなっています。



【愛の手帳所持者（等級別）】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
愛の手帳所持者	所持者数	2,633	2,717	2,805	2,932	3,050	3,171
	対15年比	100.0%	103.2%	106.5%	111.4%	115.8%	120.4%
1度 （最重度）	所持者数	90	91	87	91	93	97
	対15年比	100.0%	101.1%	96.7%	101.1%	103.3%	107.8%
	構成比	3.4%	3.3%	3.1%	3.1%	3.0%	3.1%
2度 （重度）	所持者数	804	817	838	867	889	922
	対15年比	100.0%	101.6%	104.2%	107.8%	110.6%	114.7%
	構成比	30.5%	30.1%	29.9%	29.6%	29.1%	29.1%
3度 （中度）	所持者数	792	813	829	845	869	886
	対15年比	100.0%	102.7%	104.7%	106.7%	109.7%	111.9%
	構成比	30.1%	29.9%	29.6%	28.8%	28.5%	27.9%
4度 （軽度）	所持者数	947	996	1,051	1,129	1,199	1,266
	対15年比	100.0%	105.2%	111.0%	119.2%	126.6%	133.7%
	構成比	36.0%	36.7%	37.5%	38.5%	39.3%	39.9%



手帳の等級について平成15年から平成20年にかけての推移を人数で見ると、すべての等級において増加傾向となっています。

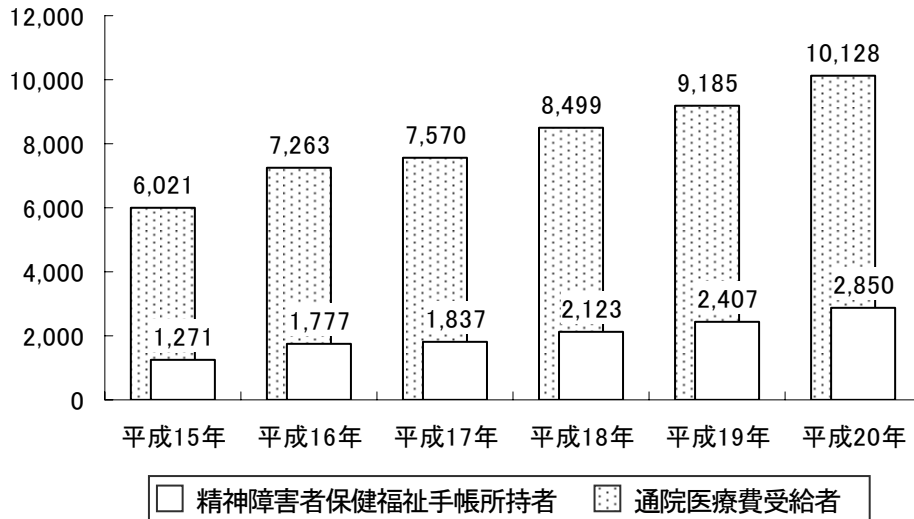
構成比をみると、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）の割合は減少傾向となっています。一方、4度（軽度）の割合は増加傾向となっています。

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

【精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害者通院医療費受給者】

(各年10月1日現在)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
精神障害者保健福祉手帳	1,271	1,777	1,837	2,123	2,407	2,850
通院医療費受給者	6,021	7,263	7,570	8,499	9,185	10,128



精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者通院医療費受給者の推移をみると、平成15年から平成20年にかけて毎年増加しています。

【参考】「精神障害者保健福祉手帳」、「精神障害者通院医療費受給者」について

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段として交付されます。障害の程度により、1級（重度）から3級（軽度）までの区分があります。手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

精神障害者通院医療費受給者とは、自立支援医療制度による「精神障害者医療費受給者証」の交付を受けている人を指します。これは精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人の、通院医療費の負担軽減を図るものです。

## (5) 障害程度区分認定者の推移

### 【障害程度区分認定者】

(各年10月1日現在)

平成18年	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	84	134	72	32	46	128	496
知的障害者	48	103	113	81	54	29	428
精神障害者	9	4	4	0	0	0	17
合計	141	241	189	113	100	157	941

平成19年	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	116	163	87	39	54	136	595
知的障害者	56	141	155	113	68	34	567
精神障害者	17	15	6	1	1	1	41
合計	189	319	248	153	123	171	1,203

平成20年	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	148	197	99	49	67	151	711
知的障害者	74	211	203	157	79	46	770
精神障害者	37	31	10	1	2	1	82
合計	259	439	312	207	148	198	1,563

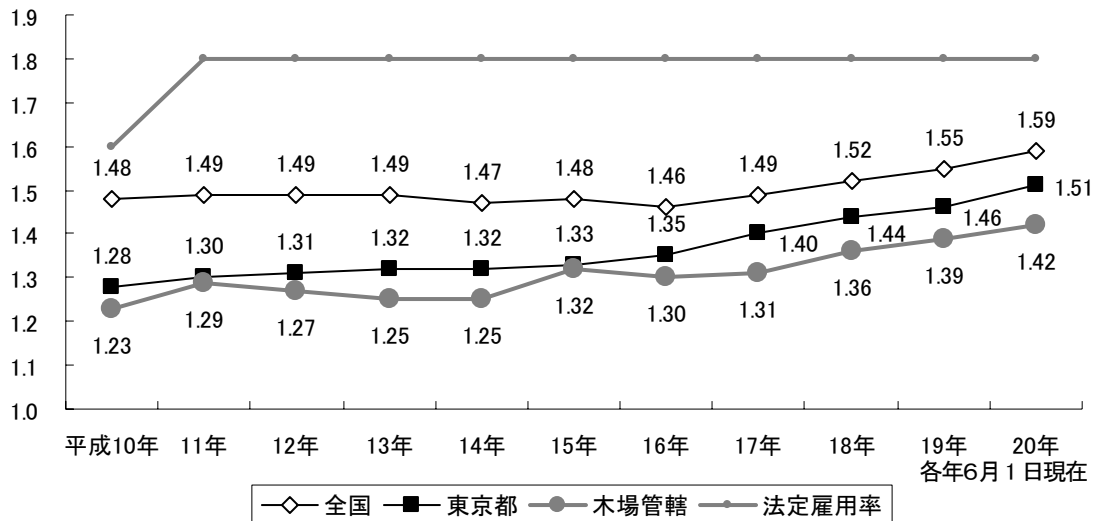
障害程度区分の認定者数は、平成18年から毎年増加しています。認定者数では知的障害者の数が最も多くなっていますが、認定者数の増加割合では精神障害者が最も高くなっています。

### 【参考】「障害程度区分」について

障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する際には、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の認定を行う必要があります。サービス利用を希望する障害のある人が区に申請を行うと、区は面接調査や審査会での総合的な判定に基づき、区分認定を行います。障害程度区分は、区分1から区分6に分類されます。この結果によって、サービス利用の給付要件などが決まります。

### 3 障害者の実雇用率の推移

【障害者の実雇用率の推移（一般民間企業分）】



出典：ハローワーク木場資料より江戸川区作成

ハローワーク木場管轄（江戸川区及び江東区）での実雇用率の推移をみると、平成10年からおおむね増加傾向となっています。平成11年から平成14年の間と、平成15年から平成16年にかけて一旦実雇用率が減少しましたが、平成16年からは毎年増加が続き、平成20年には1.42%となっています。

しかしながら、木場管轄の実雇用率は、全国、東京都の実雇用率を常に下回っており、平成20年では、全国との差が0.17ポイント、東京都との差が0.09ポイントとなっています。

なお、全国、東京都、木場管轄のいずれにおいても、平成20年時点では、法定雇用率の1.8%には達していません。

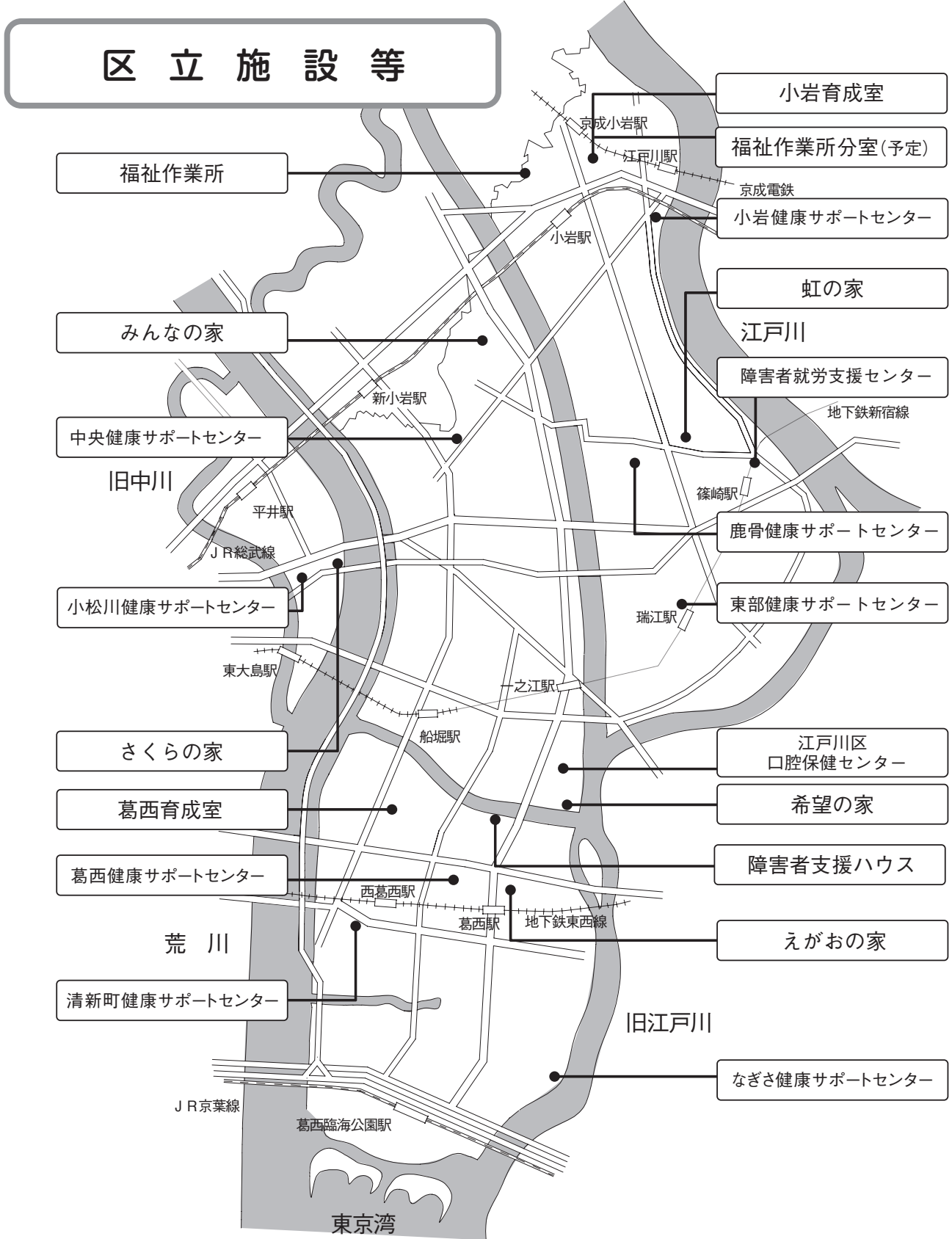
#### 【参考】「法定雇用率」とは

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）により、民間企業、国、地方公共団体に対して、障害者雇用促進法に定める法定雇用率に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられています。（平成18年4月より精神障害者も算定対象となっています。）

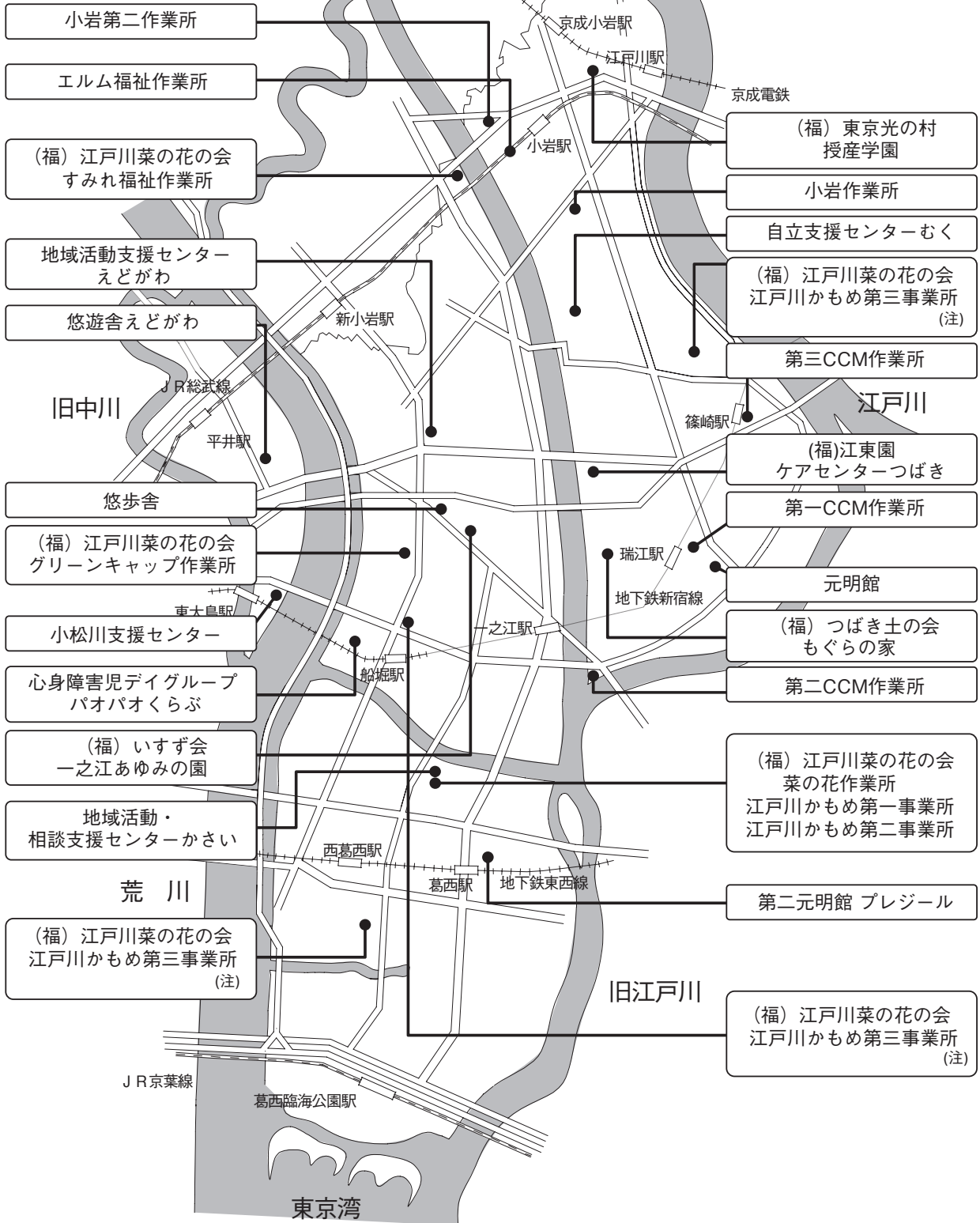
#### 【法定雇用率】

民間企業 一般企業(常用労働者数56人以上規模)	1.8%
特殊法人(常用労働者数48人以上規模)	2.1%
国、地方公共団体	2.1%
都道府県等の教育委員会	2.0%

## 4 区内障害者福祉施設の配置

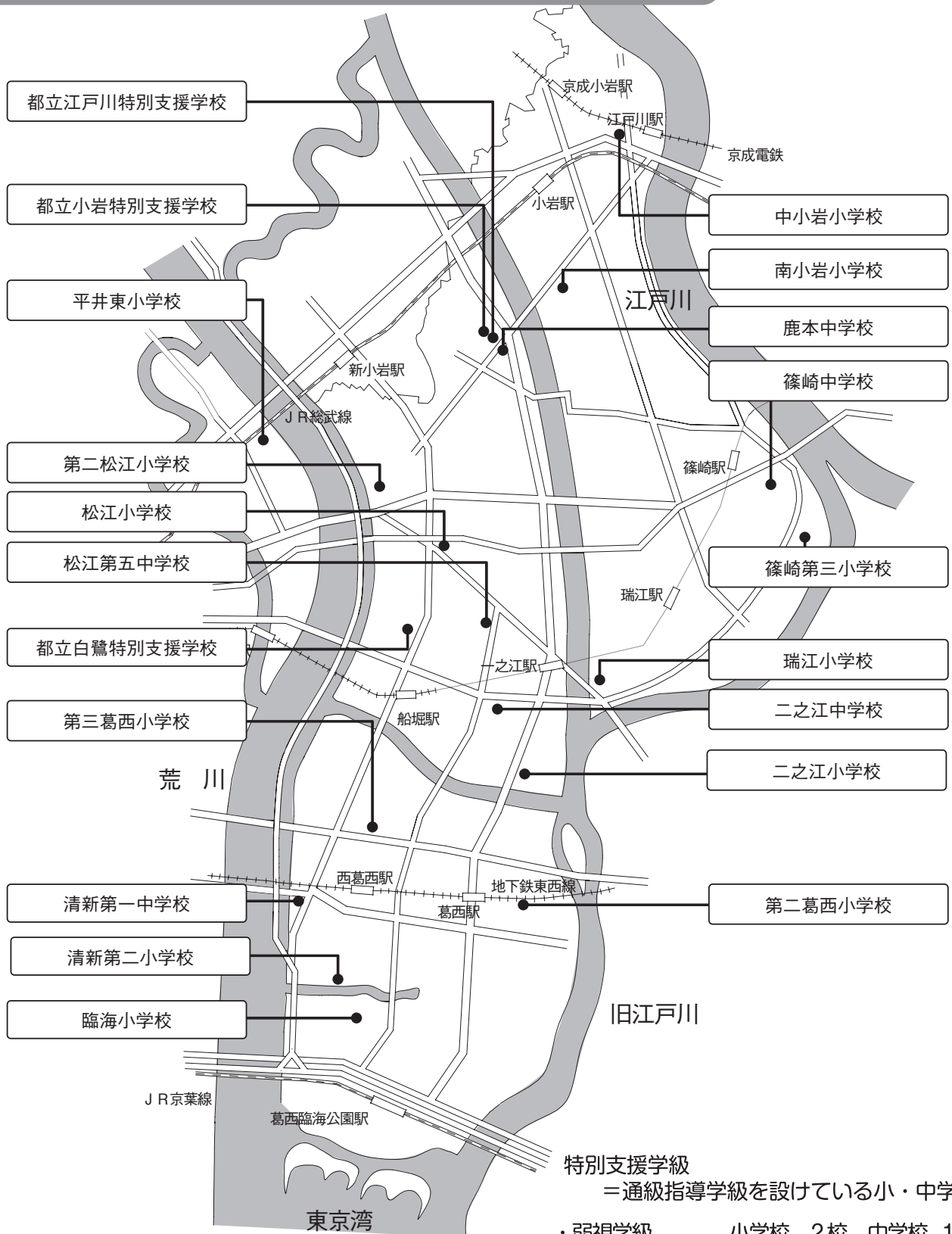


# 民間施設



(注) 第三かもめ福祉作業所・第六かもめ福祉作業所・アクティブ新田の3作業所が合併し、江戸川かもめ第三事業所として新サービス体系へ移行しました。

特別支援学校、特別支援学級を設けている小・中学校  
 (知的障害学級=固定学級のみ抜粋表示)



特別支援学級  
 =通級指導学級を設けている小・中学校

- ・弱視学級 小学校 2校 中学校 1校
- ・きこえの教室 小学校 2校 中学校 1校
- ・ことばの教室 小学校 2校
- ・情緒障害等学級 小学校 8校 中学校 3校

## 5 発達障害者及び高次脳機能障害者の現状

### 発達障害者（児）

- 平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象としました。
- 発達障害者支援法では、発達障害のある人に向けた、それぞれの障害特性やライフステージ（年齢に伴って変化する生活段階）に応じた支援を、国、地方公共団体、国民に求めています。現在、東京都では、自閉症などの発達障害の人とその家族が安心した暮らしを営むことができるよう、総合的支援を行う拠点機関として東京都発達障害者支援センターが設置されています。
- 文部科学省が平成14年に実施した調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害等により学習や生活面で特別な支援を要する児童・生徒が6.3%程度の割合で存在する可能性が示されています。
- 東京都教育委員会が平成15年7月から9月にかけて実施した調査では、知的に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が4.4%と示されています。
- 江戸川区教育委員会が平成18年12月に区内全小・中学校を対象に行った実態調査の結果を分析すると、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により通常の学級内で支援を要する児童・生徒の出現率は、小・中学校とも1.3%となっています。
- 発達障害において、どんな能力に障害があるのか、それがどの程度なのか、またライフステージのどの段階において障害が発見されるのかは、人によって様々です。例えば、1歳6か月健診や3歳児健診によって早期に障害が見つかる場合、小学校に入学し高学年になってから見つかる場合、大学入学後や卒業後に見つかる場合などがあり、ライフステージの様々な段階に応じた支援が必要とされています。
- 江戸川区では、これまでもライフステージごとに、発達障害のある人のニーズに応じた支援に取り組んできました（50頁参照）。
- 今後は、相談を求めている人、支援を求めている人（必要としている人）に対して一層適切な対応が可能な環境・体制づくりをめざして、発達障害の実態把握に努めるとともに、関係機関による連携を図りながら、ライフステージを通した一貫した支援の流れを構築していきます。



## 高次脳機能障害者

- 高次脳機能障害とは、病気や交通事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために生ずる、言語や記憶などの知的な機能の障害を指します。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的な症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。
- 平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する地域生活支援事業について、都道府県は専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を実施するものとされました。東京都では、特に専門性の高い相談支援事業の一つである「高次脳機能障害支援普及事業」について、東京都心身障害者福祉センターを支援拠点機関に定め、平成18年11月から同事業を実施しています。
- 東京都高次脳機能障害者実態調査検討委員会が平成20年3月にまとめた「高次脳機能障害者実態調査報告書」によれば、高次脳機能障害者数は、年間発生数3,010人、都内障害者数49,508人、原因疾患としては、脳血管疾患8割、事故後遺症1割と推計されています。これを、人口按分により、江戸川区の状況を推計してみると、年間発生数150人、区内障害者数2,475人となります。また、原因疾患は、東京都調査とほぼ同じと推計されます。
- こうした状況を踏まえ、江戸川区では平成19年度より高次脳機能障害のある人を対象とした講演会を開催するとともに、「家族のつどい」を隔月に開催し、実態の把握と情報の共有を図ってきました。
- 今後は、高次脳機能障害の実態把握に努めるとともに、高次脳機能障害のある人及びその家族等に対する相談事業の実施並びに関係機関等との連携、普及啓発事業を行うことにより、支援の充実を図ります。

## 発達障害及び高次脳機能障害をめぐる最近の動き

- 障害者自立支援法施行後3年の見直しについて、社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関）の障害者部会は平成20年12月に部会報告をまとめました。その中では、発達障害と高次脳機能障害を同法の対象に含まれることを明確化することの必要性が盛り込まれています。今後の法改正の動向等を注視し、引き続き関係機関による連携を図りながら、適切な対応を進めていきます。

